

関連内線規程(抜粋)【漏電遮断器】

1375節 漏電遮断器など

1375-1 漏電遮断器などの取付け

(対応省令:第4、5、10、11、15、56、59、64条)

1. 金属製外箱を有する使用電圧が60Vを超える低圧の機械器具に電気を供給する電路(次項及び4項から21項までに規定する電路を除く。)には、漏電遮断器を施設すること。ただし、次のいずれかによる場合は、この限りでない。(解説36)

① 機械器具に簡易接触防護措置(金属製のものであって、防護措置を施す機械器具と電気的に接続するおそれがあるもので防護する方法を除く。)を施す場合

② 機械器具を次のいずれかの場所に施設する場合

- a. 変電室又は受電室などで電気取扱者以外の者が立入らない場所に施設する場合
- b. 乾燥した場所
- c. 対地電圧が150V以下の機械器具を水気のある場所以外の場所に施設する場合

③ 機械器具が、次のいずれかに該当するものである場合

- a. 電気用品安全法の適用を受ける二重絶縁構造の機械器具(庭園灯、電動工具など)
- b. ゴム、合成樹脂、その他の絶縁物で被覆したもの(コンデンサ、計器用変成器に限る。)
- c. 誘導電動機の二次側電路に接続される抵抗器のもの
- d. 1345-1(電路の絶縁)⑭gに掲げるもの

④ 機械器具に施されたC種接地工事又はD種接地工事の接地抵抗値が 3Ω 以下の場合

⑤ 当該電路の電源側に二次電圧が300V以下であって、定格容量が3kVA以下(当該電路に地絡を生じたときに警報する装置を設けた場合を除く。)の絶縁変圧器を施設し、かつ、当該電路を接地しない場合

⑥ 機械器具内に、電気用品安全法の適用を受ける漏電遮断器を取り付け、かつ、電源引込部の電線が損傷するおそれがないように施設する場合

⑦ 機械器具を太陽電池モジュールに接続する直流電路に施設し、かつ、当該電路が次に適合する場合

- a. 直流電路は、非接地であること。
- b. 直流電路に接続する逆変換装置の交流側に絶縁変圧器を施設すること。
- c. 直流電路の対地電圧は、450V以下であること。

⑧ 電路が、管灯回路である場合

(注)漏電遮断器の一般的な施設例と留意事項は、1375-1表のとおりである。

1375-1表 漏電遮断器の一般的な施設例

機械器具の施設場所 電路の対地電圧	乾燥した場所	湿気の多い場所	水気のある場所 (雨線外を含む)
150V 以下	—	—	○
150V を超え 300V 以下	—	○	○

(備考1)1375-1表に示した記号の意味は、次のとおりである。

○:漏電遮断器を施設すること。

—:漏電遮断器を施設しなくてもよい。

(備考2)1375-1表中、人が当該機械器具を施設した場所より電気的な条件が悪い場所から触れるおそれがある場合には、電気的条件の悪い場所に設置されたものとして扱うこと。この場合の具体例を示すと次のような場合である。

(例)「機械器具」が乾燥した場所に施設された場合であっても、水気のある場所から当該機械器具に触れるおそれがある場合には、水気のある場所として扱うこと。

(備考3)住宅の電路には、1375-1表に係わらず漏電遮断器を施設することを原則とする(4項及び5項参照)。また、個別施設などに対する漏電遮断器の施設については2項及び6項以降によること。

2. 高圧又は特別高圧の電路に変圧器によって結合される、使用電圧が300Vを超える低圧電路(電気炉、電気ボイラー又は、電解槽であって、大地から絶縁することが技術上困難なものに電気を供給する専用の電路を除く。)には、漏電遮断器を施設すること。(解説36)

3. 低圧又は高圧の電路であって、非常用照明装置、非常用昇降機、消防用設備等、鉄道用信号装置その他その停止が公共の安全の確保に支障を生ずるおそれのある機械器具に電気を供給する電路には、1項、2項、4項及び5項の規定にかかわらず漏電遮断器に代えて技術員駐在所に警報する漏電警報器にすることができる。

(解説36)

(注1)「その他その停止が公共の安全の確保に支障を生ずるおそれのある機械器具」とは、漏電したことによる弊害よりも、電路を遮断する弊害が大きい場合、すなわち回路遮断により危険な状態となる電路で漏電遮断器を設置することが不適当な場合を意味している。

(注2)「消防用設備等」とは、消防法第17条で定められている消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、代表的なものとして、自動火災警報設備、屋内消火栓設備、誘導灯などがある。

4. 住宅屋内に施設する対地電圧150Vを超える300V以下の低圧の電気機械器具に電気を供給する電路(機械器具内の電路を除く。)には、漏電遮断器を施設すること。ただし、当該電路の電源側に絶縁変圧器(一次電圧及び二次電圧が300V以下で定格容量が3kVA以下のものに限る。)を簡易接触防護措置を施し、かつ、当該電路を接地しない場合は、この限りでない。

(解説143)

(注)本条文は、住宅屋内に三相3線式200Vの電気機械器具を施設する場合には、原則として漏電遮断器を施設することを示している。

5. 住宅に施設する低圧の電気機械器具に電気を供給する電路(前項に規定する電路及び機械器具内の電路を除く。)には漏電遮断器を施設すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

① 1項③a、⑤又は⑥に該当する場合

② 対地電圧150V以下の消防用設備等を乾燥した場所に施設する場合

詳細につきましては別途内線規程を参照ください。

出典:一般社団法人日本電気協会
「内線規程JEAC 8001-2016」